

# 高知くらしの護身術

172

## クーリングオフとは

### 通信販売は対象外

(2010年6月8日掲載原稿)

クーリング・オフ制度とは消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。いま一度、どういう制度か確認してみましょう。

特定商取引法では訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法）で購入した、原則すべての商品やサービスがクーリング・オフの対象となります。ただし、この中でも制度になじまない商品やサービスは除外されます。

具体的には、

- ①乗用自動車
- ②電気・ガス・熱の供給・葬儀など
- ③現金取引で3千円に満たない場合
- ④化粧品、健康食品などで使用した場合
- ⑤ほかの法令で消費者保護が図られている場合

—が主な適用対象外です。

自分から申し込んで行う店舗・通信販売には、クーリングオフ制度はありません。通信販売は注文する前に、返品対応についての規定をよく確認しましょう。

クーリングオフ期間は限られており、取引内容により、8日または20日と定められています。しかし、契約書面に不備があったり、「クーリングオフはできない」と言われたために、しなかった場合などは期間を過ぎていても、クーリングオフできる場合がありますので詳しいことは消費生活センターにご相談ください。

特定商取引法以外にも個別クレジット契約など他の法律によるクーリング、オフできる場合があります。

特定商取引法以外にも個別クレジット契約など、ほかの法律によるクーリングオフ制度もあります。

不明なときはお問い合わせください。